

第 4 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 平成 3 1 年 4 月 3 日 (水)
開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 4 5 分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 1 3 名

4. 欠 席 1 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	1 1	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	1 2	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	1 3	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	1 4	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	1 0	前田 節朗	欠			

議事録署名者 4 番 松尾 梨香

1 3 番 田代 三義

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	岩野江利子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第20号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第21号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第22号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第23号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 16件)	
議案 第24号	平成31年第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(56件)
議案 第25号	農地法施行規則17条の適用について	(1件)

8. 報告事項

報告 第5号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告 第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1件)
報告 第7号	農地等の形質変更届出について	(2件)
報告 第8号	農地等の形質変更工事計画変更届について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第20号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、平面図が3ページ、立面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○です。</p> <p>借受人が、資材置場への進入路を建設するための申請です。</p> <p>なお、許可を得ず転用をおこなっていたことに対し始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい</p>

事務局	<p>ない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、平面図が11ページ、縦断図が12ページ、横断図が13ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、防災時避難道路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第20号 農地法第5条の申請については、以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、15番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>住宅を新築したいとのことで申請者がおみえになりました。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、現地確認をしましたが、生活排水は下水道に接続され、雨水も道路側溝へ排水されます。他の農地の支障になることはないと思います。区長、生産組合長の印もありました。私も確認し押印しています。ご審議をお願いします。</p>

議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>建設会社が土捨て場及び資材置場として使用されているのですが、この入り口の地目が畑だったということで転用の申請をされます。既に使用しているので始末書をつけられています。周辺には農地はほとんどなく雨水排水についても問題がないと思います。区長、生産組合長の印もあり、私も承諾いたしました。よろしく審議ください。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>地区の避難所への避難道路を整備するため申請です。災害等があった時は声かけて神社に集まるということで、そこまでの避難道路を整備したいとのことです。現地に行きましたが、周辺に支障が出ることもなく、排水も市道側溝と水路へ流されます。特に問題ないと思います。区長、生産組合長の印もありました。私も確認して印を押しました。審議を宜しくお願いします。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第20号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第21号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 2 1 号 農地法第 4 条の申請 2 件について御説明します。</p> <p>議案の 2 ページ、7 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 1 4 ページ、字図が 1 5 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、一部、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を植林して管理する計画であり、代替地の検討が不可能であることから、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案の 2 ページ、8 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 1 6 ページ、字図が 1 7 ページ、土地利用計画図が 1 8 ページ、平面図が 1 9 ページ、立面図が 2 0 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第21号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>梨を作られていましたが辞められました。事務局の説明にもありましたように一部クヌギを植えておられまして始末書も出しておられます。隣接地、区長、生産組合長の承認を受けておられます。周辺を確認しましたが私も別段問題ないと思い印鑑を押しております。ご審議宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>住宅新築の申請です。周辺は家ばかりで農地が残っているのは、申請地周辺しかありません。現地を確認したところ生活排水は下水道に接続され、雨水は水路へ排水されます。区長、生産組合長の印もありました。私も別に問題ないと思います。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第21号 農地法第4条の申請に2件ついて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第22号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号 農地法第3条について御説明します。</p>

事務局	<p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の申請に7件についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については、一括審議となっておりますので、議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第22号 農地法第3条の申請7件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第23号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。議案の5ページから6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が15名で、面積は、田が42,313㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～14ページに掲げております。</p> <p>議案第23号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上16件です。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第23号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第23号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年16件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第24号 平成31年第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号 平成31年第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明いたします。</p> <p>議案15ページ16ページをご覧ください。</p> <p>昨年8月から9月にかけて実施しました農地利用状況調査において、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに現地を見ていただきました。その中で、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地の判断をしていただいています。</p> <p>その中で、農地所有者等から非農地にしてほしいとの申請を事前に受け、農地利用状況調査を行い非農地と判断をした農地56筆、61,763 m²について、今回、議案にあげております。本議案の承認を受けたあと非農通知書を発出する流れとなります。</p> <p>また、通常の農地利用状況調査で非農地と判断された農地につきましては、今後、事前通知書を送付いたします。農地所有者等から農地で管理したいとの意向がある農地を除き、6月の農業委員会に非農地としてよいかの議案を上程する予定です。</p> <p>なお、場所が思い出せない等、不明な点がありましたら事務局にて写真を用意しておりますのでご確認ください。</p>

事務局	<p>議案第 2 4 号 平成 3 1 年第 1 回農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第 2 4 号 平成 3 1 年第 1 回農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第 2 4 号 平成 3 1 年第 1 回農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 5 号 農地法施行規則 1 7 条の適用について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 5 号 農地法施行規則 1 7 条の適用についてご説明します。</p> <p>議案 1 7 ページをご覧ください。</p> <p>耕作目的で、農地を売買、貸借する場合は、農地法第 3 条の許可が必要です。その許可要件の一つに下限面積要件が定められており、農地を取得しようとする人の経営する農地面積が 5 0 アールに達しない場合は、許可することができないことになっております。</p> <p>その、下限面積 5 0 アールについては、地域の実情に合わない場合には、農業委員会が 5 0 アールの範囲内で下限面積を定めることができるとされており、毎年設定又は修正の必要性について検討することが求められております。</p> <p>そのため、今年度の下限面積の設定、農地法施行規則第 1 7 条第 1 項及び第 2 項について、検討する必要があります。</p> <p>まず第 1 項については、平成 3 1 年 3 月現在、農地台帳の数値に基づき農家数を算定した結果、伊万里市内には経営面積が 5 0 ア</p>

事務局	<p>ール未満の農家数は、全体の農家数の40パーセント未満であり、そのため別段面積を設定する基準を満たしておりませんので、第1項については農地法どおりの50アールを下限面積とし、別段の面積は設定しないという方針を提案させていただきます。</p> <p>なお、第2項については、昨年から空き家に付随する農地について検討しておりますが、国の動向等に注目しながら、今年度中に改めて提案させていただきます。</p> <p>議案第25号 農地法施行規則17条の適用についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第25号 農地法施行規則17条の適用について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>14番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用の予定で、議案22号農地法第4条の7番に上程しています。</p> <p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理については以上1件です。</p>

議長	<p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、つづきまして、報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、御説明します。</p> <p>議案の19ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図と土地利用計画図が22ページ、平面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>申請人が、農業用倉庫を建設するための届出です。</p> <p>報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>以前に葡萄を植えていたところで、周辺と同じように田として利用されないか検討されましたが、水が入らないということで、今回ここに農業用倉庫を建てたいと申請されました。区長、生産組合長の印鑑もございました。私も他の農地に支障はないと思い捺印しました。</p>
議長	<p>1番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、報告第7号 農地等の形質変更届出について事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第7号 農地等の形質変更届出について御説明します。</p> <p>1番と2番は関連しておりますので併せて説明します。</p> <p>議案は、20ページになります。</p> <p>図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、平面図が26ページ、土地利用計画図が27ページ、断面図が28ページと29ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>1番については申請人が区画を広げるために、2番については隣接地と高さを合わせるために、嵩上げをする届出です。</p> <p>報告第7号 農地等の形質変更届出については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、1番と2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>工事で出た土を入れて嵩上げを行いたいということで、2～3年をかけ土を入れ、最終的には作り土も入れ整地するという事です。問題ないと思います。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>1番と2番について、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>申請書類には、田畑の作り土はちゃんと上に20cm程度、確保しながら嵩上げしていく申請になっていますか。</p>
事務局	<p>申請書では嵩上げ高は記載してありますが、作り土を何センチとまでは書いてありません。申請時に作り土を必ず入れるように指導はしています。現在の作り土を剥いで確保されるとは思いますが、他から持ってこないと思わないと思いません。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、報告第8号 農地等の形質変更工事計画変更届について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第 8 号 農地等の形質変更工事計画変更届について、御説明します。</p> <p>議案の 21 ページ、2 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 30 ページ、字図が 31 ページ、平面図が 32 ページ、断面図が 33 ページから 36 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○と○○○○○○○○です。</p> <p>工期、完了後の利用計画、施工計画を変更するための届出です。</p> <p>報告第 8 号 農地等の形質変更工事計画変更届については、以上 1 件です。</p>
議長	<p>それでは、2 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>この件に関しまして昨年夏から、私と○○委員と事務局職員とで農地パトロールをしてこれは畑ではないと判断をしました。その後、事務局と会長、副会長と農業委員 2 名を交えて協議し、この申請の代表者及び関係者と施工業者と幾度と話し合いをしまして、図面にあるように梅を今年の 12 月を目途に植樹してしまうと確約を取り付けております。</p>
議長	<p>2 番について、御質問はございませんか。</p>
事務局	<p>事務局から補足ですが、議案の 21 ページの右側に、工事着工、工事完了がありカッコ書きをしているところが、当初の申請時、変更前です。その下段が変更後です。工事着工日自体が変更になっていますが、これは申請時には平成 29 年 7 月 1 日からの予定でしたが施工業者に確認したところ工事着工が遅れたため 11 月 1 日に変更しています。そのため工事完了日も 11 月 1 日から 1 年を経過した 10 月 30 日としています。本来は 1 年で延長申請をするのですが、1 回目の延長をされていないため、今回は平</p>

事務局	<p>成31年10月31日まで2年間ということで、期間を変更しています。また、10月31日段階では、全部植えることはできないと思いますので、もう一度延長届を出してもらって、平成32年の1月か2月には終わるのではないかとということで話をしているところです。</p>
議長	<p>何かご質問はありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>

議事録署名者

平成 年 月 日

議長 ⑩

平成 年 月 日

4 番 ⑩

平成 年 月 日

13 番 ⑩